

# 第6章 実施体制

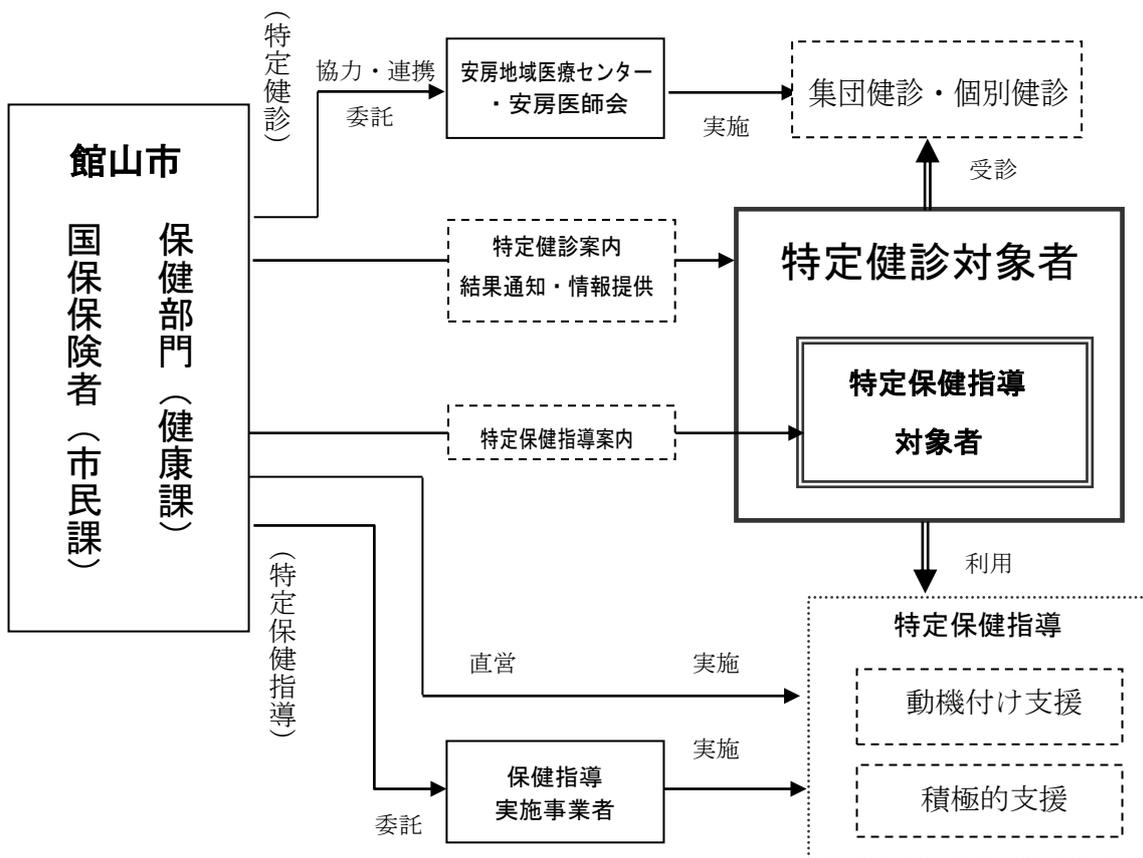
## 1 実施者（委託先）

特定健診・特定保健指導の実施体制（機関）は以下のとおりとします。

### 実施体制

|        |   |
|--------|---|
| 特定健診   | <p>集団健診は、社会福祉法人太陽会安房地域医療センターに委託して実施します。</p> <p>個別健診とみなし健診は、集合契約により安房医師会に委託して特定健診実施医療機関で実施します。</p> |
| 特定保健指導 | 館山市健康課による直営と民間委託を併用して実施します。   |

### 実施体制のイメージ



## 2 実施機関の基準

特定健診、特定保健指導の業務の効果的な実施と、利用者の個人情報管理の徹底を図るため、市自らが「特定健康診査・特定保健指導の外部委託に関する基準」（告示事項）を遵守するとともに、委託先に対してもその遵守を徹底します。

### 特定健診の実施機関の基準

| 区分      | 主な要件   |
|---------|--|
| ア 承認機関  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関としての国の示す基準を満たしていること。</li> <li>○ 「健診・保健指導機関番号」を取得していること。</li> </ul>  |
| イ 人員体制  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定健診を適切に実施するために必要な医師、看護師等が質的・量的に確保されていること。</li> <li>○ 常勤の管理者が置かれていること。</li> </ul>   |
| ウ 施設・設備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定健診を適切に実施するために必要な施設及び設備を有していること。</li> <li>○ 受診者のプライバシーが十分に保護される施設（部屋）が確保されていること。</li> <li>○ 救急時における応急処置のための体制を整えていること。</li> <li>○ 受動喫煙の防止措置（健康増進法第 25 条）が講じられていること。</li> </ul> |
| エ 精度管理  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内部精度管理が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。</li> <li>○ 外部精度管理調査を定期的を受け、検査値の精度が保証されている結果であること。</li> <li>○ 精度管理上の問題点があった場合、適切な対応策が講じられること。</li> </ul>  |
| オ 情報管理  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受診者の健診結果等が適切に保存・管理されていること。</li> <li>○ 健診結果を標準様式により、安全かつ速やかにCD-R等の電磁的方式で提出すること。</li> <li>○ 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドラインをはじめ、各種ガイドラインを遵守すること。</li> </ul>             |
| カ 運営    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適切な実施状況を確認する資料提出を速やかに行うこと。</li> <li>○ 当該健診実施者の資質の向上に努めていること。</li> <li>○ 本業務を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。</li> <li>○ 苦情に対して迅速かつ適切に対応すること。</li> </ul>                            |

出典：「特定健康診査の外部委託に関する基準」（告示）をもとに作成

## 特定保健指導の実施機関の基準

| 区分      | 主な要件   |
|---------|--|
| ア 承認機関  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関としての国の示す基準を満たしていること。</li> <li>○ 「健診・保健指導機関番号」を取得していること。</li> </ul>  |
| イ 人員体制  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健指導、統括、評価を行う者は、常勤の医師、保健師、管理栄養士であること。</li> <li>○ 常勤の管理者が置かれていること。</li> <li>○ 食生活に関する実践的指導は、管理栄養士をはじめ、食生活に関する専門的知識及び技術を有する者（産業栄養指導担当者、産業保健指導担当者等）により提供されること。</li> <li>○ 運動に関する実践的指導は、運動に関する専門的知識及び技術を有する者（健康運動指導士、運動指導担当者、産業保健指導担当者等）により提供されること。</li> </ul>                          |
| ウ 施設・設備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備を有していること。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">（以下、特定健診と同様）</p>   |
| エ 指導内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象者や地域、職域の特性を考慮したものであること。</li> <li>○ 最新の知見、情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。</li> <li>○ 個別指導を行う場合はプライバシーが保護される場で行われること。</li> <li>○ 契約期間中に、保健指導を行った対象者から指導内容について相談があった場合は相談に応じること。</li> <li>○ 保健指導対象者のうち保健指導を受けなかった者、又は保健指導を中断した者への対応については、対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。</li> </ul> |
| オ 情報管理  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ インターネットを利用した保健指導を行う場合、外部への情報漏洩、不正アクセス及びコンピュータ・ウイルスの侵入等の防止のための安全管理を徹底すること。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">（以下、特定健診と同様）</p>   |
| カ 運営    | <p style="margin-left: 20px;">（特定健診と同様）</p>  |

出典：「特定保健指導の外部委託に関する基準」（告示）をもとに作成

### 3 相談・苦情対応体制

特定健診、特定保健指導に関する相談や苦情などについては、市の各窓口で受け付けるとともに、委託先に対しても適切な対応を促します。

### 4 利用者負担

特定健診の利用者負担率は、集団健診については、基本健診部分が2割相当、詳細な健診部分が3割相当とし、個別健診については、基本健診部分、詳細な健診部分ともに3割相当とします。

特定保健指導については、利用者負担はなしとします。

### 5 データの記録・管理の方法

特定健診・特定保健指導のデータは電子的標準形式により記録・管理します。管理業務については、千葉県国民健康保険団体連合会に委託します。

記録の保存年限は原則5年間とし、被保険者でなくなった場合は翌年度末までとします。

### 6 個人情報の保護

個人情報については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」、「国民健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省）、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省）、「館山市個人情報保護条例（平成16年条例第8号）」に基づき、個人情報保護に努めます。

外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約状況を管理していきます。

また、医療保険者間で記録又は記録の写しを提供する場合、あらかじめ被保険者に対して情報提供の趣旨及び提供される情報の内容についての説明を行い、被保険者の同意を得るものとします。

さらに、高齢者医療確保法第30条、167条、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第120条の2の守秘義務規定の遵守に努めます。